

◎佐賀県条例第12号

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

佐賀県医師修学資金等貸与条例（平成17年佐賀県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(返還免除)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項各号に規定する業務には、専門研修等又は規則で定める医療機関等における業務であって、これらの期間が必要勤務期間の2分の1を超えない期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てた期間）内のものを含むものとする。</p> <p>3 修学資金等の貸与を受けた者が、専門研修等を受け、かつ、前項の規則で定める医療機関等における業務に従事した場合における同項の規定の適用については、同項中「<u>であって</u>」とあるのは「<u>のうち</u>」と、「<u>もの</u>」とあるのは「<u>ものであって、これらの期間が合算して必要勤務期間の3分の2を超えない期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てた期間）内のもの</u>」とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(返還免除)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項各号に規定する業務には、専門研修等又は規則で定める医療機関等における業務を含むものとする。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県医師修学資金等貸与条例第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の同項の専門研修等又は規則で定める医療機関等における業務について適用する。